

県北広域振興局長告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年1月20日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市門前第37地割48番8、48番11、52番12、52番18、52番23、52番31及び52番34	95.90	4.00～6.00	平成29年1月10日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。